

I. 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

太良町は、佐賀県の西南部に位置しており、東は有明海に面し、総面積は74.30平方キロメートル、東西12km、南北12kmで、多良岳を頂点として、有明海に向かってほぼ扇状に広がっている。

農業の状況は、中山間地域では、ミカン等の柑橘類の果樹栽培が中心に行われているが、肥育牛、養豚、養鶏農家も点在している。

一方、平地では、水稻栽培が中心となっているが、裏作のタマネギ栽培や花卉等の施設園芸、イチゴ等の施設野菜も営まれている。

このように、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを検討する必要がある。

共通の課題としては、農家の高齢化と担い手不足が問題となっており、それに向けた対策を図ることが求められている。

また、特に、中山間地域においては、基盤整備されていない区画・形状の悪い圃場や急傾斜地の畑や樹園地が多い上に、近年イノシシ等の鳥獣被害が急増し、耕作放棄地の増加が懸念されている。

このようなことを踏まえ、活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産省・地域活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産省・地域の活力創造本部決定）に合わせて令和5年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期毎に検証・見直しを行うとともに、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

II 具体的目標と推進方法

1. 担い手への農地の利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積(A)	集積面積(B)	集積率 (B/A)
当 初 (平成29年4月)	1,520ha	376ha	24.7%
現 状 (令和2年4月)	1,380ha	397ha	28.8%
目 標 (令和5年4月)	1,290ha	1,034ha	80.2%

注1：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を目標としている。

(2) 担い手の育成・確保に関する数値目標

	総農家数	担 い 手			
		認定農業者	認定新規 就 農 者	基 本 構 想 水 準 到 達 者	今 後 育 成 す べ き 農 業 者 等
当 初 (平成29年4月)	825戸	106経営体	9経営体	8経営体	3経営体
現 状 (令和2年4月)	825戸	103経営体	10経営体	16経営体	2経営体
目 標 (令和5年4月)	795戸	110経営体	9経営体	8経営体	2経営体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるためのものである。

注2：現状の「総農家数」は、2015年農林業センサス数値

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

太良町農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の実情に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の見直しに参画する。

②関係機関との連携について

太良町農業委員会は、市町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)から(ウ)までの農地について、「人・農地プラン」の見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングに努める。

(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する遊休農地

(イ) 経営の廃止・縮小を希望する農家等の農地

(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等

③農地の利用権設定等について

管内の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のため利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、出し手と受け手の合意形成を図り、町独自の簡易な基盤整備事業の活用を検討するなど地域の実情に応じた取り組みを推進する。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
当初 (平成29年4月)	2,098ha	578ha	27.6%
現状 (令和2年4月)	1,893ha	513ha	27.1%
目標 (令和5年4月)	1,870ha	0ha	0.0%

注1：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制またはチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来からの農地パトロールについても利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施し農地の適正化に努める。

また、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行うと共に利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表を図る。

なお、従来からの農地パトロールについても利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施し農地の適正化に努める。

また、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行うと共に利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への農地貸付けの推進に努める。

③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じ、非農地判断の検討を行い、守るべき農地を明確化する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
当 初 （平成29年4月）	0人	0法人
現 状 （令和2年4月）	5人	0法人
目 標 （令和5年4月）	8人	1法人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構や関係機関と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、適切な対応を図って行く。

②新規就農（参入）の確保について

市町、農協等と連携し、情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制の整備を図る。

③企業参入の推進について

企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構と連携し、企業参入への助言指導等に努める。

④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域での受入条件の整備や調整を図り、後見人等の役割を担うと共に、新規参入者へ情報提供に努める。